

松江市告示第477号

松江市出納員に対する事務委任の件（平成17年松江市告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月29日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。</p>		<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。</p>	
事務	課(かい)	事務	課(かい)
略	略	略	略
<p>戸籍及び住民基本台帳に関する諸証明書交付手数料、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付手数料、市税及び個人の県民税に関する証明書交付手数料、電子証明書に係る手数料</p>	<p>市民課 各支所市民生活課</p>	<p>戸籍及び住民基本台帳に関する諸証明書交付手数料、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付手数料、市税及び個人の県民税に関する証明書交付手数料、電子証明書に係る手数料、<u>通知カード再交付手数料及び</u></p>	<p>市民課 各支所市民生活課</p>
<p><u>並びに</u>個人番号カード再交付手数料の収納</p>		<p><u>個人番号カード再交付手数料及び</u>個人番号カード再交付手数料の収納</p>	
略	略	略	略

附 則

この告示は、令和2年7月29日から施行する。